

平成24年2月21日  
国土交通省

## 海事関係3法案の閣議決定について

## I. 目的

外航海運が輸出入貨物の輸送の99.7%を担う我が国において、安定的な海上輸送を確保することは、経済安全保障上極めて重要な課題となっており、そのためには日本商船隊の増加と海運の人的基盤である船員の確保が不可欠です。また、造船分野においては、日中韓の競争が激化する中で、環境技術力で優れる造船業を振興し、国際競争力の強化を図っていくことが求められています。

このような背景から、国土交通省では、海事関係3法案（海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案、船員法の一部を改正する法律案）を今通常国会に提出し、我が国海事産業の強化を図ることとしています。

## II. 各法案のポイント

## 1. 海上運送法の一部を改正する法律案

東日本大震災や原発事故を契機として、外航船社の日本寄港の忌避や外国政府の一定海域の回避勧告等の事案が発生し、日本商船隊による経済安全保障の確立の重要性がより明確化されました。

このため、日本船舶を補完するものとして、日本の外航船社がリベリアなど便宜置籍国にある子会社で保有する外国船舶であって、必要な場合に確実かつ速やかに日本船舶に転籍して航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度を創設します。

これにより、我が国経済の「生命線」たる日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保が一層推進されることとなります。

## 2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

2011年7月に国際海事機関（IMO）において、我が国の主導により、外航海運における二酸化炭素の排出量削減に関する国際条約が採択されたことから、総トン数400トン以上の新造船に対する二酸化炭素排出量に係る基準の導入等の措置を講じます。

これにより、外航海運全体では、2050年で約10億トン（およそ日本の一年分の二酸化炭素排出量に相当）の二酸化炭素削減効果が期待されます。

こうした二酸化炭素排出量に係る国際統一的な基準の導入により、省エネ技術力に優れる我が国造船業が先行者利益を享受し、国際競争力の向上にも大きな効果が期待されます。

## 3. 船員法の一部を改正する法律案

2006年2月に国際労働機関（ILO）において採択された「海上労働条約」において定められたグローバルスタンダードに対応し、船員の労働条件の改善を図ります。

あわせて、同条約で採用された労働条件に関する検査制度を初めて導入し、国際的な連携の下、日本船舶のみならず、外国船舶についても条約の遵守状況をチェックします。

これにより、魅力ある船員の労働環境の整備の促進を図ります。

※各法案の詳細は別紙をご覧ください。

## III. 閣議決定日

平成24年2月21日（火）

## 海上運送法の一部を改正する法律案について

## I. 背景

我が国の外航船社による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、我が国外航船社が運航する外国船舶のうち、航海命令に際し日本船舶に転籍して確実かつ速やかに航行することが可能なものを準日本船舶として認定することとし、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となるトン数の測度（国による船舶の大きさの測定）に関する手続の特例等を定める。

## II. 概要

## 1. 準日本船舶の認定

- ① 外航船社は、日本船舶以外の船舶であつて、当該外航船社の海外子会社が所有し、自らが運航するものについて、国土交通大臣の認定を申請することができる。
- ② 外航船社は、認定の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行うトン数の測度（国による船舶の大きさの測定）を受けなければならない。
- ③ 国土交通大臣は、認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶について、
  - 1) 外航船社が海外子会社との間において、航海命令が発せられた場合に当該海外子会社が当該外航船社に譲渡することを内容とする契約を締結していること
  - 2) その他船舶及び船員に関する事項が、航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させるための要件に該当するものであることに該当するときは、当該船舶を準日本船舶として認定し、認定証を交付するものとする。
- ④ 外航船社は、航海命令が発せられた場合において、準日本船舶をその海外子会社から譲り受けたときには、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- ⑤ ④のほか、準日本船舶の認定に関し、必要な手続を定める。

## 2. トン数の測度に関する特例

外航船社が1. ④によりその海外子会社から準日本船舶を譲り受けた旨の届出をした場合において、当該届出に係る船舶の総トン数が1. ②により測定したのから変更がないことを国土交通大臣が確認したときは、当該船舶について、日本船舶に転籍する際に必要となるトン数の測度を行ったものとみなす。

## 3. その他

- ① 国土交通大臣は、準日本船舶に関する事項を基本方針に定めることができることを明確化することとする。
- ② 国土交通大臣は、毎年度、日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項を公表するものとする。

## III. 閣議決定日

平成24年2月21日（火）

## 【問い合わせ先】

国土交通省海事局外航課 課長補佐 齊藤、中西

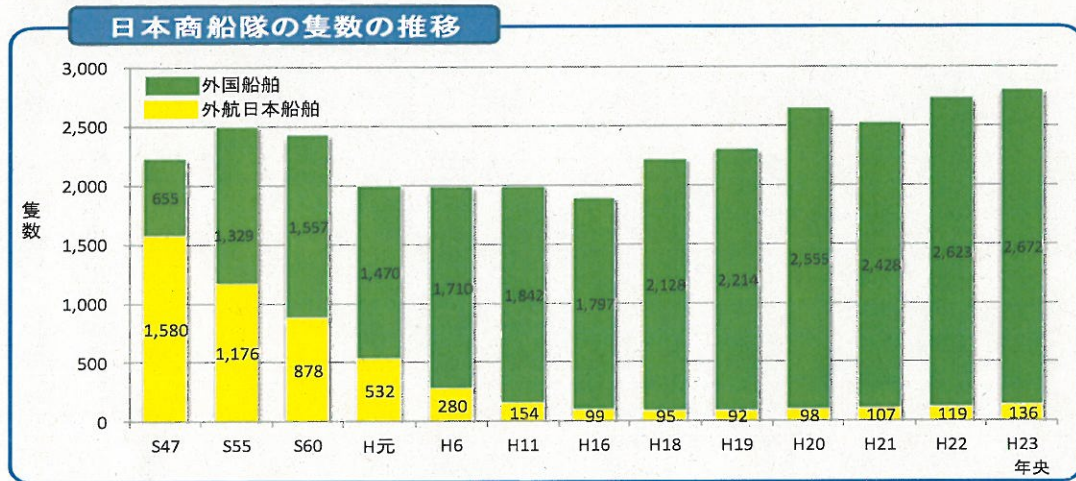
連絡先：03-5253-8111（内線：43-364、43-302）

03-5253-8618（直通）

# ●海上運送法の一部を改正する法律案

我が国の外航船社による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、我が国外航船社が運航する外国船舶のうち、航海命令に際し日本船舶に転籍して確実かつ速やかに航行することが可能なものを準日本船舶として認定することとし、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となるトン数の測度(国による船舶の大きさの測定)に関する手続の特例等を定める。

- 背景**
- 東日本大震災や原発事故を契機として、厳しい国際競争にさらされている日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の重要性がより明確化。  
(外国船社の日本寄港の忌避、外国政府の一定海域の回避勧告等)
  - 日本船舶の増加ペースアップを図るとともに、日本船舶を補完するものとして一定の外国船舶を確保することにより、早期に安定輸送・経済安全保障の確立を達成することが必要。
  - 税制改正関連(トン数標準税制の拡充)



## 概要

### 準日本船舶の認定制度の創設

国土交通大臣は、外航船社が運航する日本船舶以外の船舶で、その海外子会社が所有するもののうち、以下の要件を満たす船舶を準日本船舶として認定

#### 認定要件

- 1) 外航船社と海外子会社との間において、航海命令が発せられた場合に海外子会社が当該船社に船舶を譲渡することを内容とする契約を締結しており、これが確実に履行可能であると認められること
- 2) その他航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させるため必要となる一定の要件を満たすこと

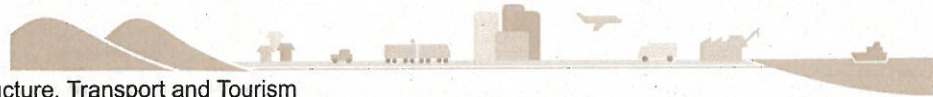
→航海命令による航海に確実かつ速やかに従事できる船舶の確保

#### 船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

準日本船舶のトン数の測度は認定時にあらかじめ行うこととし、外航船社が、準日本船舶を海外子会社から譲り受ける場合については、船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律に基づくトン数の測度を行ったものとみなす。

→日本船舶に国籍を変更するための手続が迅速化

航海命令に際して日本船舶として確実かつ速やかに航行することが可能な準日本船舶が確保され、我が国における安定的な国際海上輸送の確保が一層促進される。



## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案について

### I. 背景

海洋汚染防止条約（マルポール条約）の附属書の改正に適確に対応するため、新造船に対する二酸化炭素排出量の算定及び基準適合の義務付け、新造船及び現存船に対する二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置に関する手引書の作成の義務付け等の措置を講ずる。また、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、独立行政法人海上災害防止センターの民間法人化を措置する。

### II. 概要

#### 1. 二酸化炭素放出規制関係

##### ① 二酸化炭素排出量に係る基準の導入等

日本の排他的経済水域を越えて航行する、総トン数400トン以上の新造船（漁船等は除く。）に対して、設計上における二酸化炭素排出量（1トンの貨物を1マイル輸送する際の排出量）が適切に算定され、当該排出量が一定の基準に適合していることについて、国土交通大臣の確認を受けることを義務付ける。

##### ② 二酸化炭素の排出削減のための手引書

日本の排他的経済水域を越えて航行する、総トン数400トン以上の新造船及び現存船に対して、二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置を定めた手引書の作成、及び当該手引書について国土交通大臣の承認を受けることを義務付ける。

##### ③ ポートステートコントロール（寄港国検査）

国土交通大臣は、外国船舶が国内の港にある間、上記の二酸化炭素排出量に係る基準等に関し、条約の要件に適合しているかどうかについて、必要な監督を行うこととする。

#### 2. その他

##### ① 証書の有効期間の延長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づいて交付される証書について、定期検査に合格した際に新たな証書の交付を受けるまでの間において、検査終了後直ちに船舶が航行できるよう、従前の証書の有効期間を延長することが出来ることとする。

##### ② 独立行政法人海上災害防止センターの解散等

平成22年12月の閣議決定を踏まえ、排出油等の防除等を行う独立行政法人海上災害防止センターを民間法人化する。

### III. 閣議決定日

平成24年2月21日（火）

#### 【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全基準課 専門官 塩入 隆志  
連絡先 03-5253-8111（内線43-955） 03-5253-8636（直通）  
海上保安庁警備救難部環境防災課 課長補佐 紺野 博行  
連絡先 03-3591-6361（内線3905） 03-3591-9819（直通）

# ●海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案

海洋汚染防止条約(マルポール条約)の附属書の改正に適切に対応するため、新造船に対する二酸化炭素排出量の算定及び基準適合の義務付け、新造船及び現存船に対する二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置に関する手引書の作成の義務付け等の措置を講ずる。また、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、独立行政法人海上災害防止センターの民間法人化を措置する。

## 海洋汚染防止条約(マルポール条約)附属書VIの改正等

- 国際海事機関(IMO)において、国際海運からの二酸化炭素排出量を削減するためのマルポール条約附属書VI(船舶からの排出ガス規制)の改正を採択(平成23年7月)
- マルポール条約の規定により、平成25年1月1日に発効

## 海防法等の改正によるマルポール条約附属書VI改正への対応

### 二酸化炭素放出規制

#### ➢船舶からの二酸化炭素排出量に係る基準の導入

- ・新造船に対する、1トンの貨物を1マイル輸送する際の二酸化炭素排出量の算定及び基準適合要求

#### ➢二酸化炭素の排出削減のための手引書

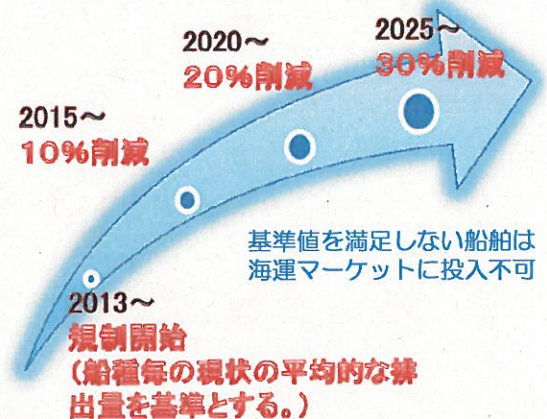
- ・新造船、現存船に対する、二酸化炭素の排出削減のための航行上の措置を定めた手引書の作成

#### ➢旗国によるチェック・ポートステートコントロール(寄港国による外国船舶の検査)の導入

- ・二酸化炭素放出規制の確実な実施のため、自国籍船に対するチェックと外国船舶に対するポートステートコントロールを導入

### 新造船の二酸化炭素排出量に係る基準

2013年から新造船に二酸化炭素排出量に係る基準への適合を義務付け、基準は段階的に強化



## マルポール条約附属書VI改正の発効日(平成25年1月1日)に改正が間に合わない場合

- 国際約束不履行(日本はマルポール条約附属書VIの改正をリードした締約国であるため、条約改正への対応は不可欠。)
- 我が国の船舶がポートステートコントロールにより航行停止処分を受けるおそれ

### その他

- ・船舶所有者の利便性の向上のため、関係法律に基づく船舶の航行のための証書の有効期間を一定期間延長可能とすることなどを措置
- ・独立行政法人海上災害防止センターの閣議決定(平成22年12月)を踏まえた民間法人化を措置

## 船員法の一部を改正する法律案について

### I. 背景

「2006年の海上の労働に関する条約(海上労働条約)」の締結に伴い、船員の労働条件を改善するとともに、国際航海に従事する日本船舶及び我が国に寄港する外国船舶に対する船員の労働条件についての検査に関する制度を創設する。

### II. 概要

#### 1. 船員の労働条件の改善

##### ① 雇入契約の締結前及び成立時の書面の交付

船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、雇入契約の相手方に対し、労働条件に関する事項について書面を交付して説明し、雇入契約が成立したときは、これらの事項を書面に記載して交付しなければならないこととする。

##### ② 船内苦情処理手続

船舶所有者は、船員が航海中に申し出た苦情を処理するための手続を定めるとともに、当該手続を記載した書面を船員の雇入契約時に交付しなければならないこととする。また、苦情の申出を受けた船舶所有者は、当該手続に則った苦情処理を行うとともに、船員に対して苦情の申出を理由とした不利益取扱を行ってはならないこととする。

##### ③ その他、海上労働条約に対応し、所要の規定の整備を行うほか、関連制度についても船員の居住設備要件の改善等に係る見直しを行う。

#### 2. 船員の労働条件についての検査

##### ① 法定検査(旗国による検査)

国際航海に従事する一定の日本船舶の船舶所有者に対し、船員の労働条件について、法定検査(旗国による検査)を受けることを義務づける。検査の結果、海上労働条約の要件に適合すると認めるときは、国土交通大臣は、海上労働証書を交付することとする。

##### ② ポートステートコントロール(寄港国検査)

国土交通大臣は、外国船舶が国内の港にある間、船員の労働条件に関し、海上労働条約に定める要件に適合しているかどうかについて、その職員に検査を行わせることができることとする。検査の結果、海上労働条約の要件に適合していないと認めるときは、国土交通大臣は、当該船舶の船長に対して、航行の停止命令等を行うことができることとする。

### III. 閣議決定日

平成24年2月21日(火)

### IV. その他

外務省においても、条約批准のための国会承認手続を予定。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省海事局運航労務課 課長補佐 伊藤

電話：03-5253-8111(内線：45-202)

03-5253-8652(直通)

## ● 船員法の一部を改正する法律案

「2006年の海上の労働に関する条約」の締結に伴い、船員の労働条件を改善するとともに、国際航海に従事する日本船舶及び我が国に寄港する外国船舶に対する船員の労働条件についての検査に関する制度を創設する。

### 海上労働条約の概要

- ◆ これまでにILOにおいて定められた関連する条約等を整理・統合し、グローバルスタンダードとして、船員の労働条件を改善する
- ◆ 条約の実効性を与えるために旗国による検査及び寄港国検査（ポートステートコントロール）を導入することを目的として、平成18年2月採択。

### 改正船員法の概要

#### 【船員の労働条件の改善】

- ✓ 雇入契約の締結に先立つ書面による労働条件の説明義務・契約成立時の書面の交付義務
  - ✓ 船内苦情処理手続の整備・当該手続を利用した船員に対する不利益取扱の禁止 等
- に関する法律改正を行うほか、船員の居住設備要件の改善等に係る制度改正を行う。

#### 【法定検査】（旗国による検査）

- 一定の日本籍外航船に対し、条約の要件適合性を確認するための、国等による検査の受検義務
- 検査に合格した船舶に、海上労働証書を交付し、船内備置を義務付け

#### 【寄港国検査】（ポートステートコントロール）

- 条約の締約国・非締約国の別を問わず、日本の港に寄港する外国籍船全てに対し、条約の要件適合性を確認するための検査を実施
- 検査の結果要件不適合が判明した際には、軽微な場合は是正指導、重大な違反の場合は船舶の出港差止め等の強制措置を実施

【条約の発効要件】33%以上の商船船腹量を有する30ヶ国以上の批准後1年で発効  
現在、商船船腹量 = 55% (充足済)  
批准国数 = 20ヶ国 (2ヶ国がILOの批准手続中。平成24年初めにも発効要件充足の見込み)

**条約発効時点で、我が国において本条約の批准・国内法化が図られていない場合**



条約発効時点で日本籍外航船に海上労働証書が交付できない。

締約国の港に寄港した日本籍外航船がポートステートコントロールを受け、証書の不存在・条約基準の未達成を理由とした**運航差止め**や**長期間の拘束等**、**甚大な影響**を被るおそれ

※ 国内法の改正と併せて、外務省においても、本条約の批准のための国会承認手続を予定。